

議案第 1 8 2 号

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営自転車等駐車場条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場	[略]	さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場	[略]
さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場	さいたま市南区別所 7 丁目 2 1 番 1 号		
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
駐車場名	利用時間	駐車場名	利用時間
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場		さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場	
さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場			
[略]		[略]	
別表第 3（第 8 条、第 1 6 条関係）		別表第 3（第 8 条、第 1 6 条関係）	

駐車場名	利用車種	利用料金						
		一時利用(1日1回)	1月利用		3月利用		6月利用	
			一般	学生	一般	学生	一般	学生
[略]								
さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場	[略]							
さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場	自転車	150円	3	2	8	6	1	1
			,	,	,	,	,	,
			1	3	5	3	0	0
			5	6	0	7	0	0
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
原動機付自転車・小型自動二輪車	原動機付自転車	260円	3	2	9	7	1	1
			,	,	,	,	,	,
			6	7	9	4	7	0
			7	5	2	2	0	0
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
自動二輪車		一時利用(1日1回)400円						

駐車場名	利用車種	利用料金						
		一時利用(1日1回)	1月利用		3月利用		6月利用	
			一般	学生	一般	学生	一般	学生
[略]								
さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場	[略]							

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。